

# 北海道テレコム懇談会 会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (目的)

この会は、北海道テレコム懇談会と称し、ICT（情報通信技術）の利活用等により、北海道の特性を生かした個性豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。

### 第2条 (事業)

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報通信に関する調査及び研究
- (2) 講演会、展示会等の開催
- (3) 情報通信に関する情報の収集及び提供
- (4) 情報通信の普及啓発活動に対する支援
- (5) 会報・ホームページによる情報提供
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 構 成 等

### 第3条 (構成)

1 この会は、本会の趣旨に賛同する道内における企業・団体及び有識者等で構成する。

2 構成員は、一般会員、特別会員をもって構成する。

3 一般会員は、別に定める会費を納入しているものとする。

4 特別会員は、一般会員以外の団体又は個人で、次のものとする。

(ア) 教育・研究機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 会長が特に必要と認めた団体又は個人

### 第4条 (入退会)

1 この会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 この会を退会しようとするときは、事前にその旨を書面により会長に届け出なければならない。

## 第3章 役 員 等

### 第5条 (役員)

この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

運営委員長 1名

会計監査 2名

### 第6条 (役員の選出)

1 会長は、総会において会員の内から選出する。

2 副会長、運営委員長及び会計監査は、会長が指名するものとする。

### 第7条 (役員の任期)

役員の任期は、通常総会から次の通常総会までとする。

但し、再任を妨げない。

### 第8条 (役員の任務)

1 会長は、この会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

3 運営委員長は、運営委員会を招集し、総会で決定した事業の運営にあたる。

4 会計監査は、この会の会計を監査する。

### 第9条 (事務局)

1 この会の事務局は、株式会社道銀地域総合研究所に置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、会長が委嘱する。

4 事務局長は、この会の運営が円滑に行われるよう事務を行う。

## 第4章 会 議

### 第10条 (総会)

1 総会は、会員をもって構成する。

2 通常総会は毎年1回会長が招集する。但し、会長が特に必要と認める場合には、臨時に総会を招集することができる。

3 総会の議長は、出席した会員の互選により選出する。

4 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員の選出

(2) 事業計画

(3) 予算の決定、決算の承認

- (4) 会則の改正
  - (5) その他必要と認める事項
- 5 総会の議決は、出席者の過半数の賛成によるものとし、可否同数のときは、議長が決する。

#### 第11条 (運営委員会)

- 1 この会に運営委員会を置く。
  - 2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員長の推薦により会長が委嘱する運営委員で構成する。
  - 3 運営委員長は、会議の議長を務める。
  - 4 運営委員長は、運営委員の中から運営委員長を補佐する委員を指名することができる。
  - 5 運営委員会は、必要に応じ運営委員長が招集し、次の事項を審議決定する。
- (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 総会で決定された事業の実施に関する事項
  - (3) 具体的活動計画等の企画及び実施に関する事項
  - (4) 専門部会の設置に関する事項
  - (5) 表彰に関する審査及び選考
  - (6) その他この会の運営に関する事項

#### 第12条 (専門部会)

- 1 事業の効果的実施のために設置できる専門部会は次のとおりとし、原則として会員で構成する。ただし、運営上特に必要と認められる場合には、会員以外の専門家、関係者等を参加させることができる。
- (1) 調査・研究を行うための部会
  - (2) イベント等を円滑に実施するための部会
  - (3) 会報・ホームページの円滑な編集、発行を行うための部会
  - (4) その他この会の円滑な運営に資するための部会
- 2 部会の座長は、運営委員の中から運営委員長が指名する。
  - 3 部会の運営に必要なことは、部会ごとに座長が定める。
  - 4 座長は、部会の活動状況及び結果を運営委員会に報告するものとする。

### 第5章 表彰等

#### 第13条 (表彰)

- 1 表彰は、会員及び会員以外の団体又は個人であつて、次の各号の一に該当するものについて会長が表彰状を授与することによって行う。
  - (1) この会の事業に長期にわたり協力し、その功績が特に顕著であった者
  - (2) 情報通信の普及・発展に、特に功績があつた者。
- 2 表彰には、副賞を加授することができる。

#### 第14条 (審査及び選考)

表彰を受ける者の審査及び選考は、会員からの推薦に基づき運営委員会が行う。

### 第6章 事業年度等

#### 第15条 (事業年度)

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第16条 (経費)

この会の経費は、会費、寄付金等によって支弁する。

#### 第17条 (会計監査)

事業年度終了後、速やかに会計監査を受け、通常総会に報告するものとする。

#### 第18条 (その他)

この会則に定めるほか、この会の運営に必要な事項は、会長が定める。

#### 付 則 (昭和60年8月30日)

- 1 この会則は、第1回総会成立の日（昭和60年8月30日）から施行する。
- 2 初年度の事業開始日は、第15条の規定にかかわらず、第1回総会成立の日（昭和60年8月30日）とする。

#### 付 則 (平成元年10月4日改正)

この会則は、平成元年10月4日から施行する。

#### 付 則 (平成13年9月25日改正)

この会則は、平成13年9月25日から施行する。

#### 付 則 (平成17年10月7日改正)

この会則は、平成17年10月7日から施行する。

#### 付 則 (平成19年9月21日改正)

この会則は、平成19年9月21日から施行する。

#### 付 則 (平成21年4月23日改正)

この会則は、平成21年4月23日から施行する。

付 則（平成23年4月25日改正）

この会則は、平成23年4月25日から施行する。

# 北海道テレコム懇談会 会費規程

会則第3条の規定に基づき、会費規程を次のとおり定める。

## (会 費)

会費は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 年額 1口 10,000円（口数は任意による）
- (2) 特別会員は、会費を免除する。

## (会費の納入)

会費の納期は、通常総会終了後から同年9月末日までとし、新規加入の場合は入会時とする。

## (会費の返還)

既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

## 付 則（平成13年9月25日）

この規程は、平成13年9月25日から施行する。

## 付 則（平成19年9月21日改正）

1 この規程は、平成19年9月21日から施行する。

2 この規程の施行日から平成20年3月末日までの間の会費は、この規程にかかわらず、0.5を乗じた額とし、平成19年12月末日までに納入するものとする。

## <組織図>

